

4月から

介護保険制度が変わります

「介護予防」を重視した制度へ

今年の4月から、介護保険制度が、介護予防を重視したものに変わります。

主な改正点は、「介護を予防するサービスの充実」、「地域包括支援センターの設置」、「要介護認定の変更」です。また、平成18年度から3年間の介護保険料が改定されます。

制度改正の詳細は、次回以降の市報でお知らせします。

◆介護を予防するサービスの充実

要介護状態の改善や悪化防止のため、「介護予防事業」と「介護予防サービス」を充実させます。訪問介護、施設入所などの介護サービスは、従来どおりです。

〈介護予防事業〉
現在、介護サービスを受ける必要のない高齢者の皆さんが、将来、要介護状態になるのを防ぐために受けるサービスです。

〈介護予防サービス〉

要介護認定で、要支援の認定を受けた人が、将来、自立して生活できるよう、生活機能を改善するために受けるサービスです。

◆地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターは、介護予防の拠点として、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、様々な支援を行います。専門のスタッフ（主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士）が常駐します。佐伯市の場合、市内3か所に設置します。

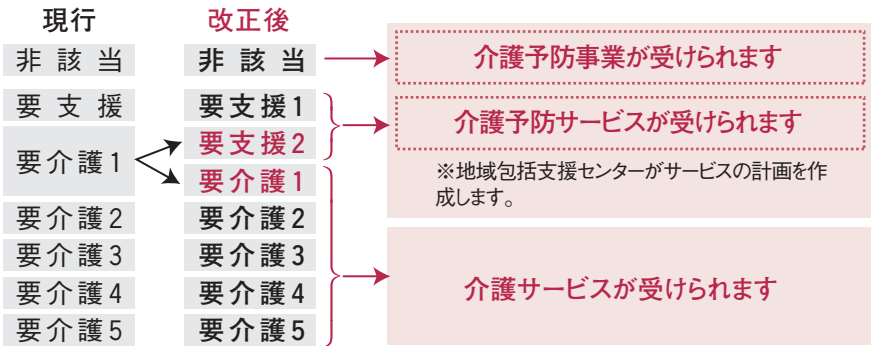
▽主な業務：介護予防対象者の選定、介護予防ケアプランの策定、介護・保健・医療・福祉の各種相談及び支援、高齢者の人権や財産などを守る権利擁護ほか。

◆要介護認定の変更

左記のとおり現行の要支援が「要支援1」に変わり、要介護1が「要支援2」と「要介護1」に分かれます。これにより、「要支援1・2」の人は、介護予防サービスの対象となります。

《問い合わせ》

保険課介護保険係（本庁舎1階18番窓口、☎23-3117）



介護手当を支給します

在宅で常時ねたきりの高齢者、重度心身障害者などを日常介護している人に、介護手当を支給します。



◇支給金額：3万円（月額5千円）

◇支給対象月：平成17年10月～平成18年3月

◇支給対象者：次の①、②の要件をすべて満たす人

①佐伯市に引き続き1年以上住所を有している人

②次の人を自宅で介護している人

・65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定4以上の人

・20歳以上65歳未満で、身体障害者手帳か療育手帳を持ち、介護保険の要介護認定4以上か、それに相当する人

※介護を受けている人が、入院した場合やショートステイを利用した場合は、その月は支給対象外となります。

◇申請方法：本庁高齢者福祉課（和楽1階）または振興局福祉サービス係にある申請書提出

◇申込期間：4月3日（月）～5月1日（月）※期間厳守

《申し込み・問い合わせ》

本庁高齢者福祉課

（☎23-6800）

または

各振興局福祉サービス係